

## 傍聴に関する遵守事項

### 1 傍聴人名簿

傍聴人は、傍聴人名簿に住所、氏名を記入すること。

### 2 傍聴人の守るべき事項

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 音を立て、または騒ぎ立てないこと。
- (3) 携帯電話など音の出る機器は使用しないこと。
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、または垂れ幕、横断幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 喫煙または飲食をしないこと。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

### 3 傍聴人の退室

- (1) 会議において、非公開事項に該当するものとして委員会が決定した場合は、委員長等の指示に従って、速やかに退室すること。
- (2) 傍聴人がこの事項に違反するときは、委員長等は、これを制止し、その命令に従わないときは、退室させることができる。

### 4 撮影および録音

傍聴人による写真撮影等は、原則禁止とする。ただし、委員会の許可を受けた場合は、この限りではない。